

男十五才以上

七十元

男十才以上

一月六十元

女十四才以上

六十元

女二十才以上

一月十元

第九條 一ヶ年に二回必ず昇給御案施相成度候

第十條 公傷に入院中若しくは作業不可能の場合

は日給一人を支給相成度候

第十一條 残業の場合に相当の増相成度候

第十二條 野二回の慰安會を催し相成度候

以上